防防調第17377号 27.10.30

防衛政策局長 (公印省略)

外国政府の職員との間の意見交換等の内容を記録した文書の取扱い について(通知)

標記について、内部部局及び機関等の間における取扱いの統一を図るため、別紙のとおり通知する。

添付書類:別紙

写送付先:防衛装備庁長官

配付区分:防衛政策課長、戦略企画課長、日米防衛協力課長、国際政策課長、運

用政策課長、調査課長、訓練課長

外国政府の職員との間の意見交換等の内容を記録した文書の取扱い について

- 1 防衛省の職員が、外国政府の職員との間で行う意見交換等のうち、審議官級以上の職に就く者が行うものにあっては、当該意見交換等において取り扱う情報が、それぞれの組織にとって極めて重要性が高く、また、その内容を公にすることを前提としたものでない場合には、秘密の指定要件に照らし、秘密として取り扱うべき情報を含むことが多いと考えられることから、当該意見交換をした者の了解を得たとき、及び一般的な社交の場(表敬を含む。)での会話であるときを除き、原則として秘密として取り扱うこと。
- 2 防衛省の職員が、外国政府の職員との間の意見交換等の内容に秘密等に該当する情報を記録した文書の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 前項の取扱いを要する文書の作成に際しては、定められた秘密の表示を確実にし、当該文書を取り扱う者に秘密を含む情報であることを認識させるようにすること。
 - (2) 秘密として取り扱わないこととされた場合において、業務の管理者は、当該業務の遂行上必要のない者等に取り扱わせることが適切でないと認めるときは、注意又は部内限りの表示をし、適切な取扱いを行うこと。なお、現に保有する文書の中に、あたかもこれに該当していないと誤解されるような表示がしているときは、適宜、これを改めること。